

第九回国会 大蔵委員会議録 第十号

昭和二十五年十二月六日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君
理事 奥村又十郎君 野村小山 長規君
理事 天野 久君
淺香 忠雄君 有田 二郎君
川野 芳滿君 佐久間 徹君
島村 一郎君 高間 松吉君
苦米地英俊君 西村 直己君
三宅 則義君 宮崎 靖君
内藤 友明君 宮腰 喜助君
川島 金次君 田中織之進君
米原 昶君 竹村宗良一君

出席政府委員

外国為替管理 大久保太三郎君
委員 大蔵政務次官 西川基五郎君
大蔵事務官 (主計局長) 河野 一之君
大蔵事務官 (主計局法規課長) 佐藤 一郎君
食糧庁長官 安孫子藤吉君

委員外の出席者

大蔵事務官 (主計局長) 藤田 茂君
大蔵事務官 (管財局長) 吉田 晴二君
厚生事務官 渡邊 文也君
通商産業事務官 (臨時通商業務局長) 佐枝 新一君
通商産業事務官 (資源庁次官) 上坂 清一君
通商産業事務官 (資源庁次官) 黒田 文也君
専門員 黒田 久太君

十二月六日

委員井上信貴男君及び田中不破三君
辞任につき、その補欠として佐藤重
達君及び田中啓一君が議長の指名で
委員に選任された。

委員佐藤重達君辞任につき、その補
欠として川野芳滿君が議長の指名で
委員に選任された。

十二月六日

未復員給与法の一部を改正する法律
案(参議院提出、参法第一号)国有財
産法第十三条の規定に基き、国会の
議決を求めるとの件(内閣提出、議決
第一号)

食糧管理特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第三八号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

食糧の輸入税を免除する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第五号)
特別徴借復旧特別会計法案(内閣提
出第二六号)

旧令による共済組合等からの年金受
給者のための特別措置法案(内閣提
出第三〇号)

食糧管理特別会計の歳入不足を補て
んするための一般会計からする繰入
金に関する法律の一部を改正する法
律案(内閣提出第三三三号)

外国為替特別会計の資本の増加に充
てるための一般会計からする繰入金
に関する法律案(内閣提出第三四号)

郵政事業特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする繰
入金に関する法律案(内閣提出第三
五号)

米国対日援助物資等処理特別会計法
の一部を改正する法律案(内閣提出
第三六号)

農業共済再保険特別会計の歳入不足
を補てんするための一般会計からす
る繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案(内閣提出第三七号)

国有財産法第十三条の規定に基き、
国会の議決を求めるとの件(内閣提出
議決第一号)

未復員者給与法の一部を改正する法
律案(参議院提出、参法第一号)

夏堀委員長 これより会議を開きま
す。

昨五日本委員会に付託に相なりまし
た五法案、及び本日同じく付託に相な
りました国有財産法第十三条の規定に
基き国会の議決を求めるとの件を一括議
題といたしまして、政府当局より提出
趣旨の説明を求めます。西川政府委員。

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする繰
入金に関する法律案

てんするための一般会計からする繰
入金に関する法律(昭和二十五年法
律第二十八号)の一部を次のように
改正する。

本則中「二十六億九千二百一十一
千円」を「二十七億二百七十六万
千円」に改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする
繰入金に関する法律の一部を改正
する法律案

食糧管理特別会計の歳入不足を補
てんするための一般会計からする繰
入金に関する法律(昭和二十五年法
律第二十八号)の一部を次のように
改正する。

本則中「二十六億九千二百一十一
千円」を「二十七億二百七十六万
千円」に改める。

この法律は、公布の日から施行す
る。

外国為替特別会計の資本の増加に
充てるための一般会計からする繰
入金に関する法律案

外国為替特別会計の資本の増加に
充てるための一般会計からする繰
入金に関する法律案

外国為替特別会計の資本の増加に
充てるための一般会計からする繰
入金に関する法律案

外国為替特別会計の資本の増加
に充てるための一般会計からす
る繰入金に関する法律

政府は、外国為替特別会計の資本
の増加に充てるため、昭和二十五年
度において、一般会計から、百億円
を限り、この会計に繰り入れること
ができる。

この法律は、公布の日から施行
する。

2 外国為替特別会計法(昭和二十
四年法律第二百二十七号)の一部
を次のように改正する。

第四条中「及び附則第四項」を、
附則第四項」に改め、「相当する金
額」の下に「及び外国為替特別会計
の資本の増加に充てるための一般会
計からする繰入金に関する法律(昭
和二十五年法律第 号)の規
定により一般会計から繰り入れる金
額」を加える。

外国為替特別会計の資本の増加に
充てるための一般会計からする繰
入金に関する法律案

外国為替特別会計の資本の増加
に充てるための一般会計からする
繰入金に関する法律

政府は、外国為替特別会計の資本
の増加に充てるため、昭和二十五年
度において、一般会計から、百億円
を限り、この会計に繰り入れること
ができる。

外国為替特別会計の資本の増加に
充てるための一般会計からする繰
入金に関する法律案

外国為替特別会計の資本の増加に
充てるための一般会計からする繰
入金に関する法律案

外国為替特別会計の資本の増加に
充てるための一般会計からする繰
入金に関する法律案

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 外国為替特別会計法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
 - 第四條中「及び附則第四項」を、「附則第四項」に改め、「相当する金額」の下に「及び外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に充てるための一般会計から繰入金に充てる法律（昭和二十五年法律第 号）の規定により一般会計から繰り入れる金額」を加える。

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に充てる法律案

- 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に充てる法律

1 政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年年度において、一般会計から、十二億八千三百八十六万八千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。
(予備)
郵政事業特別会計の歳入不足を補

てい、するたための一般会計から繰入金に充てる法律案

- 郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に充てる法律

1 政府は、郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするため、昭和二十五年年度において、一般会計から、十二億八千三百八十六万八千円を限り、この会計に繰り入れることができる。

2 政府は、前項の規定による繰入金については、後日郵政事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

米対日援助物資等処理特別会計の一部を改正する法律案

米対日援助物資等処理特別会計法（昭和二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「援助物資」という。）」の下に「及び政府が連合国軍から払下を受けた物資（以下「軍払下物資」という。）を加える。

第三条第一項中「援助物資の売払代金」を「援助物資及び軍払下物資の売払代金」に改め、「収入金、」の下に「手数料、」を加え、「及び附属雑収入」を「並びに附属雑収入」に、「及び援助業務」を、「軍払下物資及び援助業務」に改める。

附則第五項を附則第八項とし、以下三項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の三項を加える。

5 政府は、輸入物資（米対日援助物資を除く。以下附則第七項までにおいて同じ。）を米対日援助物資に充てしめようとするときは、米対日援助物資に充てしめようとするの指定する輸入物資を買い取り、これを米対日援助物資に売り渡すことができる。

6 前項の規定による政府の輸入物資の買取は、当該物資の買取代金を、米対日援助物資の買取代金を、米対日援助物資として交付を受ける当該物資をもつて弁済する方法により行うことができる。

7 附則第五項の規定により輸入物資を米対日援助物資に売り渡した場合においては、当該物資の対価としてアメリカ合衆国通貨額を第三条第三項に規定する換算率により日本国通貨に換算した金額を、この会計の歳入として受け入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「米対日援助物資」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資（以下「軍払下物資」という。）」を加える。

第三条中「米対日援助物資」の下に「及び軍払下物資」を加える。

米対日援助物資等処理特別会計の一部を改正する法律案

米対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律

米対日援助物資等処理特別会計法（昭和二十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下「援助物資」という。）」の下に「及び政府が連合国軍から払下を受けた物資（以下「軍払下物資」という。）」を加える。

第三条第一項中「援助物資の売払代金」を「援助物資及び軍払下物資の売払代金」に改め、「収入金、」の下に「手数料、」を加え、「及び附属雑収入」を「並びに附属雑収入」に、「及び援助業務」を、「軍払下物資及び援助業務」に改める。

附則第五項を附則第八項とし、以下三項ずつ繰り下げ、附則第四項の次に次の三項を加える。

5 政府は、輸入物資（米対日援助物資を除く。以下附則第七項までにおいて同じ。）を米対日援助物資に充てしめようとするときは、米対日援助物資に充てしめようとするの指定する輸入物資を買い取り、これを米対日援助物資に売り渡すことができる。

6 前項の規定による政府の輸入物資の買取は、当該物資の買取代金を、米対日援助物資の買取代金を、米対日援助物資として交付を受ける当該物資をもつて弁済する方法により行うことができる。

アメリカ合衆国通貨額を第三条第三項に規定する換算率により日本国通貨に換算した金額を、この会計の歳入として受け入れるものとする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

貿易特別会計法（昭和二十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「米対日援助物資」の下に「政府が連合国軍から払下を受けた物資（以下「軍払下物資」という。）」を加える。

第三条中「米対日援助物資」の下に「及び軍払下物資」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に充てる法律（昭和二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「九億一千五百二十万六千円」を「十八億二百八十一万三千円」に改める。

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一項中「九億一千五百二十万六千円」を「十八億二百八十一万三千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件

左記皇用財産の用途廃止について、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求め。

記

一、所在

京都市東山区泉涌寺山内町五番地
地同今熊野悲田院山五番地の一
同泉涌寺山内町二七番地

一、口座名 泉山陵墓地

一、区分、数量、土地 七二、〇九二坪
及び、価格、土地 七二、〇九二坪

（予備）

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件

左記皇用財産の用途廃止について、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求め。

記

一、所在

京都市東山区泉涌寺山内町五番地
地同今熊野悲田院山五番地の一
同泉涌寺山内町二七番地

一、口座名 泉山陵墓地

一、区分、数量、土地 七二、〇九二坪
及び、価格、土地 七二、〇九二坪

○西川政府委員 ただいま議題となりました食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、御説明申し上げます。

農業災害補償法第十二条の規定によりまして、農業共済組合の組合員の支払うべき農作物共済にかかる共済掛金の一部は、この会計において負担し、さらにこの負担金は食糧消費者が負担するより、食糧の売渡し価格に織り込むことになつておりますが、食糧消費者価格の値上りが、家計費に及ぼす影響を考慮いたしまして、昭和二十二年から引続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないことが出来る臨時的措置が講ぜられ、このために生ずるこの会計の歳入不足を補填するため、一般会計から繰入れを行つて来たのであります。

昭和二十四年度予算におきまして

は、昭和二十五年産麦の収量反当共済金額を、平均二千円と予想して算定したのであります。現実には引受けの時期におきましては、パリティ指数の上昇によりまして、収量反当共済金額が平均二千円と定められたのに伴ひまして、さきに申し述べました一般会計から繰入れるべき消費者負担分に相当する金額が、一千七十五万円増加いたしました。この法律の一部を改正し、繰入金の限度額二十六億九千二百一十万円を、二十七億二千七百六十万円に引上げることとしたのであります。これがこの法律案を提出いたしました理由であります。

次に外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

外国為替特別会計におきましては、昭和二十四年度以降輸出の増加に伴ひまして、外貨手持の増進を来し、これがため円資金は予算に比し著しく不足を生ずる実情にあつたのであります。昭和二十四年度におきましては、右の不足を借入金によりまかなつて参つたのであります。今年度におきましては、日本銀行の外貨貸付制度の運用により、右の困難は著しく緩和されることと相なりましたが、なお相当の不足を生じますので、貿易特別会計より二百六十億円繰入れるほか、一般会計より百億円繰入れを行ふこととしたし、この会計の運営を円滑にし、よりとするものであります。

次に郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

郵政事業特別会計におきましては、別途御審議を仰いでおりますところの昭和二十五年年度特別会計予算修正、特第一号に計上してありますように、給与ベイスの改訂、臨時年末手当の支給等に必要経費といたしまして、四十八億四千一百六十八万円を要するものであります。その財源といたしましては、既定経費の節約による歳出減、及び今後の増収対策による収入増を見込みましても、なお十二億八千三百八十六万八千円の歳入不足を生ずることになるのであります。本会計におけるこの歳入不足につきましては、総合均衡予算の建前からいたしまして、その不足額を一般会計から繰入金をもつて補填することといたしたのであります。

なおこの繰入金につきましては、この会計が独立採算制の建前であり、かつその経費の性質にかんがみまして、後日この会計の財政状況が健全な状態になりましたあかつきには、繰入金に相当する金額は予算の定めるところによりまして、一般会計に繰りもどすことといたしたいと存するのであります。

次に米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案の御説明を申し上げます。

今回改正しようとした主要点は、米國政府から直接に物資の交付を受ける従来の対日援助の方式のほか、今回民間業者が民間貿易により海外から買いつけた物資を、対日援助物資に振りかえる方式による対日援助の方法が、連合國最高司令官の監督に基づき、近く実施されることになりましたので、米國対日援助物資等処理特別会計において、その取扱をいたしますに

ついて、必要な特別会計法の改正をする必要があります。なお従来本特別会計で取扱つておりました軍用下駄物資につきましては、今回これを明定しようとするものであります。

次に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を、御説明申し上げます。

農業共済再保険特別会計の農業勘定におきましては、氣象上の悪条件に基づく異常災害の発生に伴ひまして、昭和二十五年年度から麦の再保険金の支払いが増加いたしました。これが支払い財源につき八億八千七百六十七万七千円の不足を生ずる見込みであります。この不足財源を借入金をもつて補填することとは、現下の財政方針に顧み適當でないと思はれますので、これを一般会計から繰入金をもつて補填することといたしたのであります。昭和二十五年年度における一般会計からの繰入金の限度額九億一千五百二十万六千円を、十八億二百八十一万三千円に改めようとするものであります。なおこの繰入金につきましてはその性質にかんがみまして、将来この会計の経理状態が健全となりましては、この繰入金に相当する金額は、予算の定めるところにより一般会計へ繰りもどすこととなつております。

次に国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めの件について御説明申し上げます。

この陵墓地は、第八十七代四條天皇の月輪陵外六十八基の陵墓の所在地として、皇用財産に属して、皇用用途廃止をしよう

とするものうち、土地二千五十七坪は月輪中学校の敷地として、また九千四百二十五坪は日吉ヶ丘高等学校の建築敷地として、京都市から開放の申請がなされているものでありまして、いずれも陵墓の所在地から相当の距離があり、孤立した飛び地でありまして、これを用途廃止しても陵墓管理上支障がないと認められますので、今回その用途を廃止しようとするものであります。なお本件は皇室経済法第一条第二項の規定に基き、昭和二十五年八月二十三日皇室経済會議の議を経たものでありまして、ここに國會の議決を経るため提案した次第であります。

以上大法案に対しまして、提案の趣旨を申し上げました。何とぞすみやかに御審議の上、御承認あらんことをお願いいたします。

○田中(總)委員 議事進行上、ちよつと申し上げたいと思つてあります。が、ただいま西川大蔵政務次官から御説明になりました法案のうち、大部分は私の見るところでは、今回本國會に提出されました修正予算と関連するものが多しうに見受けるのであります。が、こゝろに予算と関係のある法案につきまして、すでに予算案が衆議院を通過した後に國會に提出されるということについては、予算審議権との関連において、大蔵当局の手續の遅延をわれわれは非常に遺憾に存するのであります。本来ならこゝろに歳入及び歳出のむしろ前提条件になります法律案が成立をして、初めて予算案の成立を見るべき筋合ひであると思つておりますが、むしろこれは逆行してある傾向——これはたびたびわれわれ大蔵省関係の法案の審議過程において

見受けることであります。が、こゝろは國會の審議上非常に支障を来しますから、今後十分こゝろに注意を願ひたいと思つております。なおこれらの法案の審議にあたりまして、資料を要求したいと思つておりますが、この席上でよろしゅうございませうか。

○夏堀委員長 よろしゅうございませう。

○田中(總)委員 特に米國対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案に關連いたしまして、これは対日援助物資の従来米國政府から直接物で交付するものほかに、新たな民間貿易で買いつけた物資を振りかえるという關係が加わつて参ります。これは、これは対日援助資金の關係とも重大な關係がある問題で、われわれ慎重に審議しなければならぬと思つております。まずこの民間貿易へ貸し付けた物資を、援助物資に振りかえるということに關する最高司令官の覺書を書し出していただきたい。なお外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案に關連いたしまして、最近の貿易關係が非常にいわゆる輸出増加の傾向にあるが、外貨資金に見合ふところの円資金の關係であると思つております。が、こゝろに關係から最近の輸出貿易の實際が明確にできる数字を、御提出願ひたいと思つております。それからもう一つは、農業共済再保險特別会計並びにそのためにする一般會計からの繰入れに關連いたしまして、これは大蔵當局ではむりかと思つて、相当地災害が起きておるとい

実情についての数字的な資料、並びにこれが消費者価格に転嫁することのできないからということでありまして、消費者価格に転嫁いたしますとするならば、大体どの程度になるか。これらの生産者価格と消費者価格との決定に關する必要な数字的な資料、これらのものを本案の審議に間に合いますように、御提出を願ひたいと思つております。

○小山委員 ただいま田中君から要求された資料のほかに、外國為替特別会計の資本増加に關する法律案につきまして、日本銀行の外貨貸付制度が、こゝろから最近に至るまでの運用状況、これが明確になるような資料をお願いいたします。日本銀行の外貨貸付制度が、いわゆるユーザンスその他の制度が、こゝろから最近に至るまでの出入りの状況、それが明確になるような資料、これをひとつお願いいたします。

○宮備委員 議事進行について……ただいま田中委員、小山委員から資料の要求がありまして、これは本法律案に對して必要欠くべからざるものであります。私は、私はいまなまないのであります。が、会期の關係等を考慮いたしまして、はたしてさうな資料について検討を加えておりました場合に、間に合ふかどうかはなほ疑問であります。間に合ふぬからといって、審議を粗雑にしろという意味ではありませぬけれども、こゝろに委員長のあたりはからいによりまして、ただいま要求された資料は、政府委員の説明によりましておおむね明らかになるものであらうと思つて、つとめて政府委員の出席を促しまして、でき得る限り資料を省略いたし、審議を促進

せられるように御配慮をいただきたいと思つております。もちろんその後におきまして、要求の資料等はこゝろにおきまして、各委員の手元へ届けるべく調達して、各委員の手元へ届けるように御配慮いただくことはもちろんであります。資料の提出を省略しうらうことではむろんありません。政府委員にはつとめて出ていただきまして、こゝろに外國為替の委員長あたりはすみやかに出て来ていただきまして、ただいま小山委員の申されたユーザンス制度その他については、まず私も冒頭に發言を許してもらいたい、こゝろ思つておるような状況でございまして、これは質疑の間で風きることでありまして、資料とあわせまして、審議はそれにかかわらず進行するよう、御配慮いただきたいことをお願いいたします。

○夏堀委員長 了承いたしました。さうとらひはからいます。

○夏堀委員長 ただいま政府の説明を聴取いたしました。大案に對する質疑はあとまわしとし、次に前會に引続き、食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案を議題として、質疑を続行いたします。

○小山委員 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案につきましては、もう審議を尽くしたと考えられますので、質疑を打ち切られんことを希望いたします。

○夏堀委員長 小山君の動議に御異議ありませんか。

○夏堀委員長 御異議ないようであります。さう決定いたします。

○夏堀委員長 それではただいま説明を聴取いたしました。大案に對して質疑を許します。

○宮備委員 ただいま議題となりましたこの外國為替特別会計の資本の増加に充てるための一般會計から繰入金に關する法律案、これに對して若干質問したいのですが、政府委員の方はよろしゅうございませうか。

○夏堀委員長 そろつておるそりであります。

○宮備委員 それでは時間を見合ひまして簡単に尋ねたいと思つて、本年たしか九月十一日だと思つて、たしかマーカット経済科学局長から非公式のメモが参りまして、ユーザンス制度の實施を勧告して参つたわけでありまして、それによりましてユーザンス制度が實施に移されました。先ほど小山委員からもそれについての資料の要求がありました。が、現在までのユーザンス制度の實施につきましても、この際資料にかゝるくらい綿密に御説明をいただきたいと思つております。

○夏堀委員長 外國為替の點の御質疑に對しては、今木内委員長が見えるそりです。それまでお待ちを願ひます。

○小山委員 米國対日援助物資の處理特別会計に對して質問いたします。が、この説明によりまして、従来はガリオア、エロア、その他で入つておつたものをこの會計に繰入れておりました。が、今度は民間貿易で買つたものも繰入れるというふうな改つた点は、非常にけつこいなことであります。これは大體種類別あるいは金額別な資料をお持ち合せてあります。今後の予想でありまして、二十五年年度以内に

おける……。

○佐枝説明員 たいだいま司令部からのスキヤップ・インはいろいろものが出たかというお話でございましたが、これは去る十月十六日付で、輸入物資に對するガリオア資金の償還について、というスキヤップ・インが出ていますわけでありまして、これによつて新しい方式で買いつけられると予想されるものは、たゞいまのところ綿花だけでございます。綿花につきましては、従来から民間貿易資金ではありませんが、援助資金でなく、政府保有の外貨資金によりまして、政府貿易として輸入し、それをこちらに入つてから、後、ガリオア資金に振りかえておつたわけでありまして、それにつきまして、本年度初め以来、できるだけ民間輸入方式にこれを近づけるべく、政府側と司令部の間でいろいろと検討しておりました。が、よりやく大体的方針につきましては成案を得て、このスキヤップ・インが出たわけでありまして、これによりまして、一応一般の輸入と同じように、綿花につきましても、外貨資金で割当を受けまして、こちらに入つて後、政府がそのものを輸入した民間の業者から買い上げまして、これをガリオア・ファンドを操作しております米国の購買契約官に売りまして、その上であらためてガリオア物資として、こちらへ引渡しを受け、さらに先に購入した民間の業者に払い下げる。こういう操作をやるのであります。ただ民間の業者が外貨資金を使つて輸入するのでありますから、不当に高い購入契約をやつて、ガリオア資金をよけい食うということがあるのは困りますので、これに對してはスキヤップ並びに政府

において、その購入価格についてはチェックする。こういうことにしておられます。どのくらいの数量、金額が予想されるかということについては、最終的な確定的な数字は、米国の原綿輸出制限の關係もございまして、ちよつとはつきり申し上げられませんが、大体私どもは米国の一九五〇年ないし五一年度、本年の七月から来年の六月にわたる期間において、ガリオア資金一億八千万ドルと大体心得ておりますが、そのうち七、八千万ドル程度はこの方式によつて原綿が入る、こう考えます。

○小山委員 たいだいまの御説明で、綿花だけということでありましたが、今後これがこの適用物資として拡張される見込みのあるものは、どういふものがございますか。

○佐枝説明員 お答え申し上げます。たいだいまのところは予想されるものはないと思ひます。

○苦菜地(英)委員 今の御説明で大体わかりましたが、操作の手續を聞いておきますと、そこにアメリカの綿花に限られておりました、そのほかの土地で生産されるものについては、ちよつと操作がむずかしいように思ひますが、これはアメリカの米綿だけに對して行われるのですか。もしくはその他の綿花も同じようにおやりになるのですか。

○佐枝説明員 お答え申し上げます。従来からガリオアによる原綿の輸入は米綿に限られております。例外的に一、二ほかのところもあつたやうですが、大体米綿だけでありまして、今後はお話の通り、この新方式によつて輸入するのは、すべて米綿だけであるとい

ふりに考へております。

○小山委員 そういたしましたすと、この説明は非常に広汎に書いてある。たとえこれで行きますと、ボンド地域からでも、どこからでも、輸入したものを振りかえるような方式に書いてあるのですが、これは全然予想されないので、将来はそういうことになるものではないかと考へておられるのですか。あるいは綿花だけを、今までの約束をただ法律上規定しただけで、将来の約束とか、そういうものはないので、ほかの鉄鉱石に適用するとか、あるいは原油に適用するとかいふことはないので

○佐枝説明員 お答え申し上げます。ガリオア物資は、米国の前年度、つまり今年の六月で終る年度までは、非常に広汎多岐にわたつております。米国内産以外の物資も相当あつたのです。ただガリオアの金額がだん／＼減つて参りました。前には四億二、三千万ドルであつたのが、今度は一億八千万ドルに減つて参るわけでありまして、品種も非常に限定されて参りました。現在参つておられますのは小麦、大豆、大麦、それからこの原綿、石油、これがおもな品目であります。ほかは肥料が若干と、医薬品その他特殊なものが入つて來ている程度であります。司令部からのスキヤップ・インは原綿と限定しませんが、将来必要があれば、あらゆる物資に適用されるやうになつておられます。しかしたいだいま御説明申し上げました通り、原綿について新方式をとるとしまして、これはこの購入方式といふか、ガリオアとしての援助の方式の変化につきましては、事前の準備が相当めんどうでございます。この

準備ができておられますのは原綿だけであります。ほかについては目下この方式でやるというやうな意向が、司令部にあるといふことは全然聞いておりません。それから買付地域も、もちろん米国内に限定しなくてもいいわけでありまして、今申し上げましたやうに、ガリオアとして援助を受ける物資の処理数量が減つて参りました関係上、大体今後は米国内のものに限定されると考へられる、こういうわけでありまして。

○田中(總)委員 きよう午前中に理事會で決定した方針に、わが党としても御協力申し上げたいと思つたのであります。その意味で食糧の輸入税の免除に關する法律について一、二点お伺いしたいのですが……。

○夏堀委員 ちよつとお話いたしました。先ほど食糧輸入税免除の法律は質疑打ち切りになつておりますが、今田中君からも一、二点質問があるとお申出がござりますから、さようとりはからうことに御異議ありませんか。

○夏堀委員 そうですね。

○田中(總)委員 大蔵關係の点を一、二点大蔵當局にお伺いしたいのであります。今回の輸入税免除に關する法律の一部が改正されることになつておられますが、もし免除しないとするば、どの程度の輸入税を徴収する予定でありますか。

○藤田説明員 御説明いたします。本年の上半期におきまして、食糧輸入税を免除いたしました金額が約二億五千

万円ありましたから、これから推算いたしますと、年間約五億円の輸入税を免除する計算になつておると存じます。

○田中(總)委員 現在の輸入食糧と国内産食糧との価格の間に相當の開きがあるものであります。その意味で、価格の面から国内の日本農民の生産者の生産物に對する外国食糧の圧迫といふのであります。問題は今後講和會議も近づいておることでもあり、全面的に國際經濟への復舊が行われることもほゞ遠くない段階におきまして、大體食糧についての輸入税を免除するといふ方針は、いつごろまで続けられるおつもりでありますか。これは農林當局に後ほどお伺いいたしますけれども、輸入食糧の量的な押え方というものが、收購直後の国内の食糧の需給關係から見まして、どうしても足らず米を入れないならぬというのであつたが、今日国内の農業生産力が復活して参りますと、收購直後のやうな意味合いと大分違つて來ておると思ふ。その点は後ほど農林の政府委員からお伺いをいたしたいと思つたのであります。そのやうな情勢にありまして、わたくしはこゝろした日本の農村の農民の生産を守るという見地から、食糧輸入税の免除という従來政府のとり來つた方針につきましては、どの段階でゼロオッドを打つかといふことは、真剣に考へなければならぬ段階に近づいて來ておられます。その意味で、大體輸入食糧の量的な見合ひにおいて、この食糧輸入税免除の方針を、大蔵當局としていつごろまで続けられる御方針であるか。その点をお伺いした

いと思ひます。

○藤田説明員 お答えいたします。食糧の輸入税免除をいつまで続けるつもりかという御質問でございますが、食糧の価格の内外比価の問題は、これは将来絶えず変動するかと思われまゝで、確定的にいつまで免税を続けるという考えは持つておりませんが、これは農林当局の方から、はつきりしたお答えを申し上げるのが適當かと存じます。私どももいたしましては、外国の食糧の価格が国内の食糧の価格を圧迫するといふような段階になりましたら、当然一年を待たずに、その中途でも食糧の輸入税の免除を打切ることが、適當だと考えております。

○田中委員 私は現在の輸入食糧と国内産食糧との価格差の関係から、この輸入税が従来免除されて来たのではないと思ふ。純経済的な観点から見ますならば、それも一つの理由にはなることと思ふのでありますけれども、従来食糧の輸入税を免除して来たというのには、私は別の理由があつたと思ふのです。大蔵当局の建前から見ますれば、五億円の輸入税に關しまして、大蔵当局の輸入税の収入を確保するといふ見地から見ますならば、これはおのずから別の角度で行かなければならないと思ふのです。終戦直後の外国食糧の輸入といふものにつきましては、純経済的要因以外の要素が加わつて来たから、その意味から見れば、政治的な理由からこの輸入税が免除されて来たように、私は理解するのであります。純経済的な見地からこの方針が踏襲されておる、そういうふうに大蔵当局は思われるかどうか。その点確かめ

ておきたい。

○藤田説明員 純経済的な見地から輸入税の免除が行われておるかどうかと御質問でございますが、これにつきましては、主食につきましては現在補給金が出ておりますので、これに輸入税を課してしまつても、その分だけ補給金として出さなければならぬという意味におきまして、一度輸入税を課すといふことになつておると存じます。それからそのほかの種々な品目がありまして、その大部分が軍の放出品でありまして、これに對して輸入税を徴収するのは、目下の情勢上適當でないといふ意味において、輸入税の免除が継続されておる次第でございます。なおそのほかバナナなど、台湾との貿易協定によりまして輸入するといふ物品もありまして、これが現行の課税で行きますと、ぜいたく品の一〇〇%課税になるという関係から、これをただちに適用するのは適當でないといふ考え方から、この輸入税の免除を、いましばらく継続するといふような理由になつております。

○田中委員 そらういふ純経済的な要素以外のものもあるといふことをお認めになつた点が、従来食糧の輸入税が免除されておる大きな理由であつたといふ理解と一致いたしますので、その点は承知いたします。同時に將來の問題といたしましては、やはり輸入食糧と国内食糧の価格のさや寄せが行われて、価格の面からも食糧輸入が日本農民の生活を圧迫するといふような段階になれば、当然この輸入税の徴収

ないといふ先ほどの御答弁を、ここに確認いたしましたので、その点については私の質疑をその程度にとどめます。なお一点伺ひしておきたいのであります。今バナナの問題が出て参つたのであります。これもこの法律に準拠いたしまして、輸入税をとらないという理由については、われわれが了解するに決してやぶさかではないのであります。そのほか最近いろいろある意味において、外国のこれは主食の面でない面でも、無為替輸入のものが相当入つておるようには私は聞いておるのであります。たとへばコーヒーであるとか、そらういふものであります。これはこの法律と直接関係はないかもしれませんけれども、そらういふ無為替輸入で入つて来る外国の食糧、むしろ食料品と言つた方がいかもしれません。そらういふような品目並びに数量等について、大蔵当局で数字を押し入れられておるものがあればお示しを願ひたい。

○藤田説明員 コーヒーなど無為替輸入の品物について、数字的に資料があるかとの御質問でございますが、これはただいま資料を持ち合せておりませんので、後ほどもしありましたら御提出いたしたいと存じます。その入つて来ます程度は、外人が必要品として入れるもの、それから小包郵便物で規定せられた量で入つて来ます分、そらういふ大体二つの方法で入つて参ると思ひますが、小包郵便物の方はごく少量に押えておきまして、大量に入つて来ます分はそれぞれ為替の関係の許可をとらせるようにいたしております。

○田中委員 外人が自分たちの消費するもの、そらういふ名目になつてお

ることは私も承知しておるのであります。そらういふようなものが相當やはり国内に流れておるのも事實だと思ふのであります。こらういふような問題は、これは外國為替全体の見地から、相當嚴重に考えなければならぬ問題ではないかと思ひます。その問題ではないかと思ひますので、もそらういふような面についての資料があまりましたら、後ほどでつづつてから提出していただきたいと思ひます。

なおこの問題に關連して農林省の政府委員がおられましたならば、最近における輸入食糧の状況について若干の質問をしたいと思います。お見えにならなければ、いずれまた農業共済保障の關係で、農林省の政府委員の出席を願ふ機会もあろうかと思ひます。そのときに保留してよろしゅうございませぬ。

○夏堀委員長 食糧庁長官が今お見えになりますからお待ち願ひします。

○竹村委員 ちよつと關連して、今田中君の質問で聞いたのであります。バナナなどは輸入税が免除される、こらう伺つたのであります。それでついでにお聞きしたいのであります。カン詰類が輸出された場合に、各國ではやはり輸入税をとつておるのではありませんか、それをお聞きしたい。

○藤田説明員 日本のカン詰類が輸出せられる場合は向うではやはり輸入税をとつております。

○田中委員 それから特別被害の特別会計の關係で、政府委員の方が見えておられれば一、二点伺ひしておきたいのですが……

○夏堀委員長 見えております。

○田中委員 これはほかの方から御質問が出たかと思ふのであります。この特別会計が設定されますと、さしあたりこの特別会計としての予算が持たれると思ふのであります。その關係の数字的な資料は、実はいたしたいのかもしれませんが、私手元に持つておりませんので……

○上坂説明員 二十五年度は補正予算といたしまして歳入が四億三千八百二十七万二千円、歳出が同じく四億三千八百二十七万二千円ということになつております。この内訳は、歳入の方は鉱業権者等からの納付金と申しますもので、炭鉱の二十四年度九月十六日以降の出炭につきまして、特別被害の關係炭鉱から二十円、特別被害を持つております企業体の無關係炭鉱から十円とるようになっております。そのほか受益者負担金といふものがありまして、特別被害を復旧することによりまして著しく利益を受けたものがあるときには、受益者負担金といふものを徴収することになつております。それを一応一千円と見積つております。それから返納金、これは特別被害の復旧費を交付いたしましたして、工事の施行者が工事の認可の通り工事を施行しない場合に、返納を命ずることができるといふ規定がございますので、その返納金を一千円予定いたしております。雑収入といたしまして納付金の督促の手数料、そらういふものを八千円予定いたしております。

歳出の方は、復旧工事費の特別会計の負担となるべきものを歳出といたします。四億三千八百二十七万二千円全部がこれになつております。なお特別被害の復旧費は、國の公共事業費

とております。

で出すものと、地方公共団体の負担と、この特別会計の支出と、この三本で工事を仕上げるようになっております。

○田中(總)委員 それと関連しまして二十六年度においては、大体この法律並びに特別会計において行い得る事業量を推定し得る一つの根拠になると思っております。二十六年度の予算関係の大体を、すでにコンクリートのものであると思っておりますが、お聞かせ願いたい。

○上坂説明員 二十六年度の歳入は三億八千三百一十一万一千円ということになっております。この内訳は大体二十五年と同様でございます。三億八千三百一十一万一千円の納付金、それに受益者負担金、返納金、雑収入を入れました三億八千三百一十一万一千円でありまして、歳出は同じく工事費でありまして、この歳入を全部支出するという建前で、同じく三億八千三百一十一万一千円になっております。

○田中(總)委員 従つてこの特別会計で実施し得る工事量というものは、その範囲で出て来るが、先ほどの御答弁にありました国の公共事業費で行い得る部分、並びに地方公共団体等で行うものを含めまして、特別鑑査の復旧工事として大体二十六年度に行い得る予定額は、どの程度になりましようか。

○上坂説明員 ただいま二十六年度のお尋ねでありましたが、二十五年から申し上げます。二十五年は総額十二億二千二百万円を工事する予定であります。この工事は土木、これは道路とか堤防等でありまして、これが四億三千万円、それから耕地、これは陥落しました耕地をかき上げするわけであ

りますが、一億八千二百万円、農業用公共施設と申しまして、灌漑水路でありますとか、排水ポンプをつける、こういう工事が一億九千二百万円でございます。鑑査のために水がかれまして、井戸がないというときには上水道をつけますが、その上水道が二億二千万円、下水道が九百九十万円、家屋、墓地その他非公共的なるものの復旧が二億五千万円、合計十二億二千二百万円ということになっております。二十六年度の復旧計画は総額十三億九千二百万円でありまして、土木が二億八千万円、耕地が三億九千九百万円、農業用公共施設が一億七千九百万円、上水道が一億八千万円、下水道が六千万円、新しく学校がつけ加わりまして六千二百万円、家屋、墓地その他非公共的なるものが二億三千二百万円、合計十三億九千二百万円ということになっております。

○田中(總)委員 大体今述べられました関係で、特別鑑査の大体何パーセント程度が一応復旧できるというふうになるのであります。われわれ、どうも今回この特別会計が設定されたことについて、処置せられることになったことについては、従来なおざりにされまして特別鑑査に対する復旧についての国の責任を果す意味合いにおいて、一つの進歩であると思つておるものでありますけれども、これではわれわれの知る限りにおいては、特別鑑査のきわめてわずかな部分しか、これによつて救済と申しますか、復旧できないと思つておるのですが、これはもちろん出炭量に基く納付金その他の関係もございまして、片一方公共事業費のわきが圧縮さ

れて来ておる関係もありませんけれども、政府の見るところでは、大体これら特別鑑査のどの程度のものをこれで復旧できるとお見込みになつておるが、その点の見通しを伺いたいと思つておる。

○上坂説明員 特別鑑査の総認定額は七十五億ということになつておりまして、これを五箇年で復旧するということにして、法律の有効期間は五箇年ということになつております。ただいま申し上げました通り二十五年は十二億の復旧工事をこの二年間でやるわけでありまして、七十五億に對しまして三分の一に当るわけでありまして、残りの三分の二は二十七、二十八、二十九年の三箇年でやる予定になつております。

○竹村委員 私はわからぬのでお聞きしようと思つておるが、そういたしますと、ただいまの説明によりまして、七十五億のものを五箇年で復旧するということですが、新しく鑑査等が起るというふうな場合においては、どういうふうになるのですか。

○上坂説明員 特別鑑査と申しますのは、太平洋戦争中に国の要請に基きまして、石炭を増産するために通常鑑査防止のために採掘しないようなところを採掘した。そのために起りました鑑査を復旧するということでありまして、太平洋戦争中に採掘したものの鑑査に限るわけでありまして、その他の一般鑑査は鑑査法の規定によりまして処置するわけでありまして、現行法によりまして金銭賠償ということになつておりました。被害者と加害者が対等の関係で解決するということになつてお

ります。現在審議中の新鑑査法案におきまして同じ思想でありまして、金銭賠償をする。それに適正かつ公正な賠償をする。ところが賠償というものは額をきめるのがなか／＼困難でありますので、新鑑査法案では賠償基準協議会という協議会をつくりまして、賠償基準を公表するというふうな仕組みになつております。

○竹村委員 大体わかりました。そういたしますと、今出されておりましたところの法案は、太平洋戦争中に掘らなれて掘つた。その災害に對する補助金が七十五億、一般のやつは違ふのだ、どういふように了解していいわけですか。そこでお聞きしたいのは、戦争中に掘らしたものに對する特別鑑査の七十五億なら七十五億と算定されるには、どういふ経路をたどつてやつたか。たとえば政府の方で適当に調査されたのか。あるいはどういふふうな調査手段をもつて調査されたか。その点を伺いたい。

○上坂説明員 この特別鑑査法は第七国会で成立いたしました。本年の五月十二日から施行されております。その法律によりまして、特別鑑査を持つておる利害関係人は、本法施行の日から三箇月以内に申請をしなければならぬということになつております。その申請いたしましたものを進めてみますと、総額約百二十億あつたわけでありまして、これが法律に規定してあります特別鑑査の条件に合つておるかどうかというのを、通産省が調査にまつたわけでありまして、調査は第一回、第二回と約二月にわたつて行いまして、資源庁炭政局の課長を動員して五班を編

成して調査に當つたわけでありまして。その調査は法に書いてあります条件をこまかく分解いたしまして、認定基準というものをつくつたわけでありまして。その認定班が現地に参りましたときに、利害関係人から申請書が出ておりました。その申請書を検討したわけでありまして、申請書は戦時中の採掘のもの、戦後の採掘のもの、戦前の採掘のものと、戦後の採掘のもの、戦前の採掘のものを別けて申請して来ておりました。その申請に基きまして、この条件に合つかどうかというのを詳しく調べたわけでありまして、認定基準等について詳しく申し上げればよく御了解いただけると思つておるが、相当長くなりまして、簡単に申し上げますと、鑑査防止のために通常採掘しない箇所というのをつかんだわけでありまして、これは戦前も戦後も掘つておらないで、戦時中だけ掘つておつた。それが非常な箇所でありまして、どういふところを掘ればすぐ鑑査が起るというふうな箇所でありまして、あるいは地上に大きな工場あるいは市街がありまして、そういう下を掘つたのでは、鑑査の防止のために相当な手段を講じなければいけませんし、鑑査が起った場合には大きな賠償をしなければいけません。そういうことから鑑査権者はどういふところを掘らないわけでありまして、ところが当時の増産の要請によりまして、戦時鑑査区というふうなものを設定されました。通常掘らないところであるけれども、国のために掘れ、どういふふうな行政命令のようなものが出て掘つたわけでありまして、そういうところの上に立つておる物件で復旧に適用するものと、あるいはその復旧する

ことによつて公共の福祉、民生の安定に寄与するといふものを選んで認定したわけでありませう。

○西村(重)委員 今の問題に關連して一言だけお伺いしておきたいのですが、従来の特別償還債償還債といふものを廃止して、今度の形にかえたと思ふのでありますが、これを廃して特別會計にかえた経緯、それといま一つはこれによつて今の納付金なり負担金なりが多少変動してゐるか。従来のままの負担区分であるか。その点をひとつ。

○上坂説明員 現行法は特別償還債償還債といふのがありまして、これが納付金を徴収し工事代金を支払ふといふ出納機關になつております。本法の附則の第十三項に、この特別公社の業務は二十五年の十二月三十一日、もしくはその前に通産省に引渡さなければならぬといふ規定があります。従つて本年末までは、復旧公社はその創立した業務を許されておるわけでありませうが、それより前の機会があれば、その業務を通産省に引渡さなければならぬといふことになつております。これが一つであります。

もう一つは、この復旧公社は五月の二十九日に設立したわけでありませうが、關係方面の御意向によりまして、業務を現在停止しております。この特別償還債の復旧が社会立法というよりなことを言われまして、被害者から大きな期待を持つてこの法律の施行を迎えられておるわけでありませうが、そういう状況で復旧公社が動きませぬので、納付金等の徴収が現在できない状況にありませう。そういうことから關係方面の意向も打診いたしまして、特別會計

を設けて納付金の徴収、工事代金の支払いをやる、こういうことになつております。

復旧公社と特別會計とかわりまして、何か工事の経理的方面にかわりがあるかという御質問であります。これは全然ないと思ふ。復旧公社には政府が一千万円の事務費を出す予定になつておりましたが、今度の特別會計では事務費は全部行政費でまかなつて、一般費でまかなうといふことになつておりました。特別會計では納付金の収入と工事代金の支払いをやる。この通抜けの勘定だけを処理するといふことになつております。

○田中(鐵)委員 本日提案説明のありました国有財産法第十三条の規定に基づき国会の議決を求めたの件であります。直接これ自体については私の方も異議はないのであります。またお伺いする点も実はございませぬが、この機会にひとつお伺いしておきたい点があるのであります。それは国有財産のうちで特に国有林關係の問題でございませうが、何か昭和二十二年の五月二日まで、特に寺社領の保存林として社寺の尊嚴等の關係で、国有林を申請すれば払い下げるといふ關係の法規があるように聞いておるのでありますが、私の承知するところでは、それは二十三年の五月の二日までの、何か新憲法の実施期との關係で、そういうものの申請期は大体制限されておつたやうに、実は承知しておつたのであります。ところが最近私の郷里の和歌山県の高野山の国有林の問題に關連して起つておる問題でございませうが、二十三年の五月の二日まで約三百五十町歩

ばかりの申請をいたしておつたやうであります。本年に入りましてから、それを一筆に千三百町歩まで前の申請の訂正という形で出されて、現にこれは林野庁の中にある社寺の保存林審査委員会でありませうか、そこで目下審議中だといふことでありませう。最初の法律の趣旨から見ますと、二十三年の五月何日まで申請すれば、払い下げをしてもらえるといふ法律だやうでありませうが、その件がまだまづおとなしう間に、その期限を二年もたつた後に、実は千三百町歩という歴大な土地を、金剛峯寺が無償で払い下げを受ける、こういう問題で、地元の林業關係者並びに治山治水の見地から、相当大きな問題で、相当強力な反対運動も起つておる事件がございませう。社寺の保存林として国有林を払い下げる法律があるやうであります。その申請期限は無期限で、現在申請しても、それは社寺の尊嚴等を保持するために必要だといふ理由がつくならば、現在も払い下げを受け得る段階にあるのかどうか。この点を關連して何つておきたい。

○吉田説明員 ただいまの御質問の点でございませうが、これは実は国有林の關係は林野庁の方で所管しております。大蔵省の方は直接に所管をいたしておりませぬが、私の方で承知しております点を便宜お答えしておきたいと思ひます。ただいまお話の通り、保管林のうち、社寺境内地等処分に関する法律というのが出ておりました。これが昭和二十二年五月二日から施行されました。法律施行後一年以内に申請をし

たときには無償譲与ができる、こういう規定になつておりますので、その一年内の申請がないと、譲与ができないといふことになつております。ただいまのお話の点は、最初に申請していただいて、あとから内容について誤謬訂正をしたといふようなことではないかと思ひますが、それらの点についてはおつとわれ／＼の方でわかりませぬので、林野庁の方からお答え願ひたいと思ひます。

○田中(鐵)委員 そうすると私の承知しておるやうに、二十二年の五月二日から施行されて、その後一年以内に申請をすれば払い下げを受け得る、こういう法律上の建前になつておる。それが二十三年の五月二日でありませうが、ぎりぎりのところで三百五十町歩ばかりの申請をいたしておる。それが審査中に突如として、本年の六月であつたと思ふのであります。前回の二十三年五月何日かに申請したものの訂正という形で、千三百町歩出ております。法規上もその点が問題になつておるのであります。地元の無償譲渡に反対しておる人たちも、率直に言つて高野山の金剛峯寺の檀家なのです。それにもかかわらず、経済的な問題で深刻な問題になつておると思ふ。その点を確かめておいたわけでありませうけれど、今度の場合のように払い下げを受ける主体が京都市である、こういう地方自治体であるといふやうな關係、これなら私は理解できると思ふのであります。問題はそれに類似する団体とは言ひながら、宗教法人といふことになりませうと、そういうことを私は別な角度で検討しなければならぬと思ふ。これはこの案件に対する私どもの意見として申し上げる筋合いのものでありませうが、こういう国有財産の処理につきましても国有財産の処分について、特に大蔵省は直接所管しておらないといふことでありませうが、国有林の問題等については、相当あちこちでいろいろ問題意識を惹起しております。国有財産の処分につきましても、特に国民全体の利害關係のある問題であるので、慎重に取扱つていただきたいという希望意見を述べておく次第であります。

○夏堀委員 宮崎君にお諮りいたします。木内政府委員が出席の予定でありませうが、見えませぬので、かわりに大久保説明員が見えておりましたら、もし御質問があつたらばいかがでありますか。

○西村(重)委員 特別償還債償還債の打切りをいたしたいと思ひます。その動議を提出いたします。

○夏堀委員 ただいまの西村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○夏堀委員 是はさうと見はからいます。

午後三時三十分開議
○夏堀委員 是れはこれより會議を開きます。

食糧管理特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案
外四法案に対して、質疑を許します。

す、主に對しては、その部分について二分の一の納付金を納めていた。これをもちまして、国家の公共事業費及び地方公共団体の負担金と合わせまして、この特別償還の復旧をすみやかにしたいというのが本法の趣旨でありまして、これは最初の立法におきましては、復旧公社といたしまして格別な取扱いをいたすことになりました。ただいま米原委員からも指摘されましたように、公社につきましても、とかく疑問がある。いつそ経理監督の嚴重になります。特別会計を速くすべきであるという関係方面の示唆もあつて、かつ十二月三十一日までには公社を廃止して、通商産業省にこれを引継ぐべきだという附則の規定もあつたので、これにのつて今回の特別会計が制定されるわけでありまして、これは特別会計の運用が早くできない場合にのみ、は、豫見を見るに、恐びないところの特別償還地の復旧がそれだけ遅れるわけでありまして、民心の安定にも、問題は一部部でありまして、非常に重大な関係があるかと考へますので、ぜひともすみやかにこれを行いたい。従いましてこれは今まで本法をつくりました当時から述べたように、それどころであります。どうか大蔵委員会におきまして、特別会計を設けますゆえんを深く認識せられまして、五箇年間継続いたします事業でありますので、今後とも予算の不足あるいは実施面においての隘路ができました場合には、あけてこれに御協力を賜わらんことを特にお願いいたします。賛成の意を表する次第であります。

○夏堀委員長 田中君。

○田中(鐵)委員 私は日本社会党を代表して、本法案に賛成の意見を述べたものでございますが、問題は五箇年計画で特別償還復旧をやるというところが、われわれの立場から申しますならば、まさに手ぬるいという感じがいたすのでございます。その意味合いにおきまして、でき得るならばこの五箇年、すでに本年であつて四年というところになるわけでありまして、その期間を短縮するよりな方向に向つて、政府として積極的な努力をすべきだということ、わが党としては主張いたしたのでございませう。もちろん公社から今回特別会計にこの関係を移管するということにつきましては、公社でやる方がいいか、あるいは特別会計が通産省自身が責任を持つてやる方がいいかという点については、これは経営の面でそれ、長短のある問題であると思ひますけれども、特別会計に移すべしという関係方面の示唆もあつたといふことならば、特別会計がまま指摘される上に、不祥事件を起すようなことがあつたらば、特にこの特別償還を受けておる地域の農民その他の関連産業に對して、重大なる影響を及ぼすことになりまして、監督当局といたしましては、その点に對して嚴重な注意をもつて、この執行に當つていただきたいという点を強く要望いたしまして、本法案に對して賛成をするものであります。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 次日本日まで予備審査中の未復員者給与法の一部を改正する法律案は、ただいま本付託の通知があらりましたので、これを本審査に切りかえ、質疑を行うことにいたします。

○西村(直)委員 未復員者給与法の一部を改正する法律案に關しましては、討論を省略の上、すみやかに採決されることを望みます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

○夏堀委員長 起立総員。よつて本法案の通り可決いたしました。なお右兩案に關する報告書の作成、提出手續については委員長に御一任願ひます。

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕

食糧の輸出税を免除する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

特別被害復旧特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

未復員者給与法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕